

○市町村消防団員退職報償金支給条例施行規則

(昭和54年4月2日規則第11号)

改正

昭和58年12月12日 規則第11号

昭和63年 2月23日 規則第2号

昭和63年 8月 9日 規則第9号

平成 3年 2月12日 規則第8号

平成 3年12月 6日 規則第10号

平成12年11月10日 規則第10号

平成17年 2月23日 規則第3号

令和 3年 6月28日 規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、市町村消防団員退職報償金支給条例（昭和54年条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(規則で定める階級)

第2条 条例第3条の規則で定める階級は、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級のうち、最も上位の階級から順次その在職期間を合算し、その在職期間の合計がはじめて1年以上となる場合の最後に合算した期間に係る階級とする。

(退職報償金の支払請求)

第3条 市町村長は、退職した非常勤消防団員が条例第2条の規定に該当する者であると認めるときは、消防団員等公務災害補償等共済基金の定める「支払請求書の様式等に関する規程」（昭和49年基金規程第3号）第1条第1項第2号及び第2条第3項に規定する請求書等を福島県市町村総合事務組合管理者（以下「管理者」という。）に提出するものとする。この場合において、個人別調書（別記様式第1号）を添付するものとする。

2 前項に規定する支払請求に当たっては、条例第6条に規定する退職報償金支給の制限を受けない者であることを確認しなければならない。

3 管理者は、審査のため必要があると認めたときは、必要な書類を提出させることができる。

(決定及び支給)

第4条 管理者は、退職報償金の請求を受けたときは、速やかにこれを審査決定し、市町村長に書面でその決定を通知するとともに、退職報償金を支給しなければならない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、そのつど管理者が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年12月12日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年2月23日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年2月1日から適用する。

附 則（昭和63年8月9日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例施行規則は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成3年2月12日規則第8号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の様式については、当分の間、改正前の様式をもってこれに代えることができる。

附 則（平成3年12月6日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年11月10日規則第10号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月23日規則第3号）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 改正後の様式については、当分の間、改正前の様式をもってこれに代えることができる。

附 則（令和3年6月28日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。